

奈良県地域交通改善協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内の生活交通の存続が危機に瀕している地域等における、地域交通による移動手段の確保・維持・改善を図るため、奈良県地域交通改善協議会（以下単に「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、地域交通による生活交通の維持・確保に係る次の事項について連絡、協議、調整等を行う。

- (1) 地域交通のあり方に関する事
- (2) 地域交通の確保・維持・改善に関する事
- (3) 地域交通に対する公的支援に関する事
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる団体を代表する者その他必要と認める者であつて、別表第1に掲げるものとする。

- (1) 奈良県
- (2) 近畿運輸局
- (3) 市町村
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会
- (5) 一般社団法人奈良県タクシー協会
- (6) 関係鉄道事業者
- (7) 関係バス事業者
- (8) 関係道路管理者
- (9) 関係公安委員会
- (10) 奈良県自治連合会

2 協議会が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、奈良県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監事)

第5条 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 協議会の運営について連絡調整するため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる。
- 3 幹事会の代表は、奈良県政策統括官をもって充てる。
- 4 幹事会の副代表は、第9条に規定する地域別部会の部会長の所属する団体の幹事をもって充てる。
- 5 幹事会が必要と認めた場合、第2項に定める者以外の出席を求めることができる。
- 6 前条の規定は、幹事会の運営について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「幹事会の代表」と、「協議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(幹事会の決議事項)

第8条 前条に規定する幹事会は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に規定する地域協議会、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する協議会及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号）第3条第3号に規定する協議会としての位置付けを有するものとする。

- 2 前項に規定する地域協議会又は協議会として幹事会が決議した事項については、協議会における連絡、協議、調整等は、要しない。

(地域別部会)

第9条 第2条に掲げる事項のうち、地域ごとに検討すべきことについて協議するため、幹事会に地域別部会を設置する。

2 地域別部会に関し必要な事項は、幹事会の代表が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局長は委員が兼ねることができる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(要綱の改正)

第15条 この要綱を改正する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(地域公共交通会議)

第16条 一又は複数の市町村の主宰により設置される道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議については、幹事会へ設置の届け出を行った場合、幹事会の分科会とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員

- ・ 奈良県知事
- ・ 国土交通省近畿運輸局
自動車交通部長
交通政策部長
奈良運輸支局長
- ・ 県内市町村長
- ・ 公益社団法人奈良県バス協会会長
- ・ 一般社団法人奈良県タクシー協会会長
- ・ 関係鉄道事業者担当取締役又は担当部長
- ・ 関係バス事業者担当取締役又は担当部長
- ・ 奈良県交通運輸産業労働組合協議会議長
- ・ 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
- ・ 奈良県警察本部交通部長
- ・ 奈良県自治連合会長

別表第2（第7条関係）

幹事

- ・ 奈良県政策統括官
- ・ 国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
" 交通政策部交通企画課長
" 鉄道部計画課長
" 奈良運輸支局首席運輸企画専門官
- ・ 県内市町村副市町村長又は交通政策担当職員
- ・ 公益社団法人奈良県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事
- ・ 関係鉄道事業者担当取締役又は担当部長又は担当課長
- ・ 関係バス事業者担当取締役又は担当部長又は担当課長
- ・ 奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長
- ・ 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所副所長
- ・ 奈良県警察本部交通部交通規制課長
- ・ 奈良県自治連合会事務局長